# 第9期羽曳野市高年者いきいき計画(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画) の作成に関する基本的事項

令和5年4月11日現在

#### 第1. 計画の法令上の位置付け

市町村介護保険事業計画は、介護保険法及び介護保険法に規定する「基本指針」(大臣告示)に即して定める。

市町村老人福祉計画は、老人福祉法の規定に即し及び厚生労働大臣が定める基準を参酌して定める。市町村介護保険事業計画と市町村老人福祉計画を一体的に策定する。

計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の3年間とし、当該期間の第1号被保険者介護保険料を設定する。

なお、平成 20 年 4 月から市町村老人保健計画策定の法的位置付けがなくなったが、健康増進法の規定による市町村健康増進計画との調和を保つ必要があることから、本市では、引き続き高齢者保健福祉計画との位置付けとして作成する。

## 1. 市町村介護保険事業計画で定める内容

- (1) 区域(日常生活圏域)の設定
- (2) 区域ごとの各年度の地域密着型施設・居住系サービスの必要利用定員総数の設定
- (3) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び確保のための方策
- (4) 地域支援事業の量の見込み及び確保のための方策
- (5) 介護予防、重度化防止及び介護給付等に要する費用の適正化の施策及び目標
- (6) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援 事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- (7) サービス事業者の従事者の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に資する取組
- (8) サービス事業者相互間の連携の確保、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- (9) 認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項
- (10) 区域ごとの有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数の設定
- (11) 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

#### 2. 市町村老人福祉計画で定める内容

- (1) 市町村において確保すべき老人福祉事業の量の目標及び確保のための方策 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターについては、厚生労 働大臣が定める基準を参酌して定める。
- (2) 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講 ずる都道府県と連携した措置に関する事項

## 第2. 第9期介護保険事業(支援)計画の「基本指針」の改正(予定)の概要

(令和5年3月8日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料に基づき作成)

- 1. 基本方針の改正において考慮される要素
  - (1) 介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日)
    - 法律改正項目は、(2)に反映
    - (2)の法案に載らない事項等(給付と負担の論点に関する検討)は、社会保障審議会介護保険部会及 び介護給付費分科会で引き続き検討がなされ、政省令、告示等で措置がなされる予定。
  - (2) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
    - 介護情報基盤の整備
    - 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
    - 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
    - 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
    - 地域包括支援センターの体制整備等
    - 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化
    - ※ 国会の審議を経て成立した場合、成立した内容を踏まえて、基本指針に反映
  - (3) 「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針改定)」 (「基本指針」は、「総合確保方針」に即して定めることとされている。) (意義)
    - ○「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる 2025 年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え 、 患者・利用者・国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築 。自立と尊厳を支えるケアを実現 (基本的方向性)
    - 「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築
    - サービス提供人材の確保と働き方改革
    - 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
    - デジタル化・データヘルスの推進
    - 地域共生社会づくり

#### 2. 第9期介護保険事業(支援)計画の「基本指針」のポイント(案)

#### (1) 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方の ニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減す ることが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なり、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。
- (2) 見直しのポイント案
  - ① 介護サービス基盤の計画的な整備
    - (ア) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
      - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
      - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要

- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みに応じた過不足のないサービス基盤の整備は、サービス需要のピークアウトを見据えた在宅生活を支える地域密着型サービスの整備、将来的な機能転換や多機能化を見据えた施設の整備、共生型サービスの活用など、地域の実情に応じて、既存施設、事業所のあり方も含めて検討し、計画的に整備をすることが重要
- (イ) 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型 居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

# ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- (ア) 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活の支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制 整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・ 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進。認知症に関する正しい知識の普及啓発 により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- (イ) 地域包括支援センターの体制整備等
  - ・ 介護予防支援の指定対象範囲の拡大、総合相談支援業務の委託を可能とするなど制度改正を踏まえた体制整備
- (ウ) デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護 情報基盤の整備
- (エ) 保険者機能の強化
  - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

#### ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国 人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・ 大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進